二(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊邦字豊詰六九の一から六九の三まで、字神谷沢四の一、四の二、六の一、字日影二七、二九の二、二九の五、神田字長良六の一、一七、津具字飯篠島一の六、一の七、字三本木四の七八、東栄町大字振草字下粟代向山一の一、一の二、二、三、四の一、四の二、五の一、大字足込字嘉良沢二二、三五、三六、大字月字石山一、二の一、三、豊根村富山字平澤四の二、坂宇場字上地四二の四(次の図に示す部分に限る。)、字大畑一八、一九の一、字葦ノ平一の八一、字向三〇、三一の二、三二の五、上黒川字登長口二三の一二・二八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二四の二、下黒川字上ノ平四六の一四、字下々四五の一一、四七の三、四七の二四、四七の二五、四八の二、四八の五八、四八の一〇二、四八の一〇三、四八の一一五から四八の一一七まで

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

二(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字闇苅五八の一、六八、九〇の一〇、九〇の一七、九〇の二二、九〇の二四、九〇の二六、九〇の四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第百八十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
三六二六〇一	平成二十四年八月十三日	最大需要電力計等	株式会社エネゲート	株式会社エネゲート計器サービス事業部計器センター　京都市南区上鳥羽石橋町2番地の3

○国土交通省告示第九百二十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1151	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB(制震)」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成24年8月16日
1152	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB(制震)」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級(構造躯体の損傷防止)	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成24年8月16日
1153	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB(制震)」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成24年8月16日
1160	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「(仮称)ランズ四番町計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂1－21－2	平成24年8月16日

○国土交通省告示第九百二十五号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5090号	船外機(小型船舶用)	10003F	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
第5091号	〃	11503F	〃	〃

○国土交通省告示第九百二十六号

船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第八条の規定に基づき、平成二十四年八月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4465号	船外機(小型船舶用)	14002F	スズキ株式会社	①コンロッドの変更 ②中間軸の変更 ③エンジンカバーの変更